

令和2年1月29日

全学学類・専門学群代表者会議

議長 瀬邊 風馬

「全学学類・専門学群代表者会議について」制定に対する附帯決議

全学学類・専門学群代表者会議は「全学学類・専門学群代表者会議について」を、令和3年4月1日より実施される改正「筑波大学の学生組織等について」及び改正「筑波大学における学生の組織及びクラス連絡会について」の内容に則り、令和3年4月1日をもって以下のように改正する。

記

・「全学学類・専門学群代表者会議」（決定全体）→「全学学群学生代表者会議」

・「副学長決定」第77項における「必要に応じ当該クラス代表者会議が推薦し、全代会の議長が任命した者」を「専門委員」と呼称し、全代会の準構成員とする。」（第二十一条4）

→「副学長決定」第77項における「必要に応じ全代会の構成員が推薦し、全代会の議長が任命した者」を「専門委員」と呼称し、全代会の準構成員とする。」

以上